

「協働のまちづくり条例」制定に向けた市民検討委員会からの提言

1. はじめに ～検討の経緯

狭山市協働のまちづくり条例（仮称）市民検討委員会は、これからの狭山における「協働のまちづくり」の推進の観点から、活力あるまちづくりを促進し、元気で、安心して住み続けられるまちをつくるために何が必要で、そのために市民と行政がどのように関わり、連携、協力し合えるかなど、幅広い視点からの意見を出し合い、検討を行いました。自由闊達な意見交換の中から多くの建設的な意見が出たことを報告しておきます。

委員会の検討メンバーは、日頃から市政とまちづくりに関心を持ち、様々な形で地域の中で仲間と共に活動しているメンバー20人で構成されました。これから作る条例案の中身の検討が直接の対象ではなく、住み、暮らし、働き、楽しく過ごす、狭山のまちづくりに関しての率直な意見や問題点、さらに今後より良いまちにしていくための希望や方法などを聞き取ることに重点をおきました。これから具体的な条例の制定を進める際に、是非、参考にして欲しいと思われる意見、すなわち「市民起点」からの意見集約を行ったという点に、本提言書の意義と役割があります。

この提言内容の趣旨を狭山市が真摯に受け止め、検討を進めている条例の制定と制定後のまちづくりに活かし、今後進めていく協働のまちづくりによって、活力や魅力のある狭山のまちづくりが実現されることを期待します。

2. 「このようなまちにしたい！」という市民の願望が「まちづくり」の出発点

狭山市が、東京から程よい距離にあり、自然とも調和がとれた「暮らしやすい近郊都市」という認識はほぼ共通化していました。あえて問題点を指摘すると、突出した特徴や魅力に欠けるという点です。その結果として、全体として狭山は「活気に乏しいまち」というややマイナスの印象につながっていると判断できます。突出した特徴や魅力を創るための活動が、まちづくり活動である、という言い方もできます。人を独りぼっちにしないまち、人と人がつながっているまち、人が気軽に集えるたまり場やサロンが沢山あるまちなど、ソフト面からのまちづくりの重要性が数多く指摘されました。狭山には、まちづくりに活かせる魅力や強みに満ちていることも確認出来ました。狭山茶・さといもなどの「食の地域ブランド化」、市街地内にあって多目的利用のメッカとしての「入間川河川敷」、自然豊かな規模の大きな「公園」、何よりも大きな財産としての「人的資源（人の温かさ、優しさ、知恵と経験豊かな人材など）」は、協働のまちづくりを進める上での大きな強みであり、貴重な財産です。このことにまずは自分たちが気づくことが重要です。一方で、このような財産が生かし切れていないという問題も

あります。狭山の魅力を知ってもらうための情報発信力が弱いという意見もありました。情報発信は極めて重要ですが、あくまでも手段にすぎません。狭山の自然資源、歴史資源、文化・人的資源など、「こんな素敵なものがある」という地域と郷土に対する市民自身の愛着と誇りが情報の発信源になります。狭山の魅力と素敵価値の発見力も市民の力を活かすことが大切です。

このように、まちに対する想いと考え方は、住む人の立場や価値観によって微妙な差異があります。しかし、「狭山が好きになる」「狭山に住みたい」というまちづくりの目標は、共通理解が得られるはずでありません。大切なのは、「大好き」と言える愛着度の高いまちづくり、「住み続けたい」という確固たる誇りと信念が生まれるようなまちづくりをどのようにして目指すかにあります。条例には、まちづくりの方向性をより明確に打ち出すことを期待します。

3. 協働のまちづくり条例を必要とする背景と理由

少子高齢化への対応がすでに以前から大きな課題となっていますが、高齢者が安心して住める地域コミュニティづくりがまちづくりの課題になっています。75歳以上の高齢者の割合が高まり、独居高齢者の生きがいと居場所づくりが大きな社会課題になります。また、空き家の増加などの課題も地域の中で深刻化しています。市民と行政が連携し、協働して解決に取り組むべき課題が間違いなく増えています。私たちは「家」だけでなく、「地域とまち」の中でも住み、暮らしています。もうすでに始まっていることですが、「地域コミュニティの再生」という課題発見と解決方法の検討は、地域に暮らす市民から問題が提起されないと、地域を変える大切なきっかけがつかめません。「住み続けるまちづくり」への変化は、地域に暮らし、様々な関わりの中で生活する、市民の力と行動力なしには、前に進められない時代を迎えています。

つまり、まちづくりの「見直し」「再構築」「新構築」が市民起点、市民主導の形で進まないで、地域とまちが抱える課題発見と問題解決が図れなくなると予想されます。今回の検討委員会での討議も、年齢層や住んでいる地域により、抱えているまちづくりの問題は異なっていました。地域やまちづくりの課題の発見は、市民起点でなくては出てこない状況が迫ってきています。子育て環境の充実、支援などはその典型です。悩みを抱えるパパやママでなくては、直面する課題は読み取れません。市民による課題発見力とまちづくりへの熱い想いが地域を変えていくことになります。協働のまちづくり条例の制定が必要な背景と理由は、このような市民の想いと行動力、すなわち「志民力」（志を持った市民）と「地域力」を地域と社会が必要としているからではないでしょうか。

4. 協働のまちづくり条例のねらい

何を課題として条例をつくるのか、その課題をある程度明確にしないと、条例制定の目的と中身が定まらないのではないかという意見が出ました。例えば「狭山をより元気にするためのまちづくり条例」といった柔らかく無難な表現では、市民や行政が本気になって協働のまちづくりに取り組む気運は生まれません。条例の制定目的を明確にし、本気で取り組むための動機付けになるような条例をつくるのが重要だと思います。また、市民も行政も、協働のまちづくりの重要性を「自覚」と「覚悟」をもって受け止め、「なるほどそうか」と思えるような明確なものを打ち出すことも必要です。検討委員会としても、狭山市がどのような「まちづくりの姿」を描いたら良いのかを念頭に置きながら、各委員からの意見を引き出すことに努めました。このままでいったら人口減少がさらに進み、まちが存続出来なくなるという危機意識のもとで、条例を考えるべきだという意見も出ました。財源の不足や社会保障関連費用の増大などの市政環境の変化が進むとしても、目標をもって協働のまちづくりの実現に向けて行動していく以外に課題解決にはつながらないという考え方を貫かねばなりません。

どこのまちにも共通して言えますが、強みがあれば、必ず弱みもあります。狭山は「暮らしやすいまち」という長所がある反面、「活気に乏しいまち」という逆の評価にもつながっています。狭山は「好きなまち」という声は多く聞かれますが、単に好きというレベルでは、他の地域から移転してまでも、狭山に住みたいという気持ちには変えられません。「大好きなまち」のレベルにまで魅力を如何に高めることができるかを、条例制定のねらいにする必要があります。また、「あの人が住んでいるから」、「子育て環境が他市よりも充実しているから」、「子どもたちが心身共に元気に育つまちだから」、「スポーツ環境が優れているから」、「年を重ねても安心して住めるから」など、「だから狭山に住みたい」と思いたくなるような協働のまちづくりの明確な指針を打ち出すことも条例制定の重要なねらいになると思われまます。

狭山には未来を素敵にすることが出来る市民人材が豊富だという意見もありました。狭山に「愛着」を持って暮らしている市民が身近に沢山います。狭山の未来は今よりもっと良くなるという前向きな意見にも勇気づけられました。どうしたら「愛着」や「誇り」が持てるまちに発展させることが出来るのか、その出発点を「協働のまちづくり条例」に託したいと思います。地域への愛着と誇りを醸成するような「協働のまちづくり」の想いと考え方を条例に提示することで、市民と行政が想いを共有し、多くの市民に浸透することを期待します。

5. 狭山市らしい「協働のまちづくり条例」スローガン（案）

子どもたちから高齢者に至るすべての市民にとっての必要な条例づくりということになると、条例のスローガンとして次のような表現が考えられます。

協働で楽しくつくる「さやまの創造型共生社会」～

子どもたちに夢を／若者に希望と挑戦を／高齢者に安心安全と輝きを

6. まとめ ～協働のまちづくりを継続させるために

「活気のある元気なまち」「人がつながり、支え合うまち」「住み続けられるまち」など、狭山のまちを「こんなまちにしたい」という希望や要望は沢山あります。このようなまちづくりの大きな目標の実現と狭山を「大好きで住み続けられるまち」にするためには、市民と市が実践に向けてどのような計画と活動努力が必要かを、条例制定後は問い続けていかなければなりません。そのための覚悟が、まちづくりに関わる関係者、つまり市民と行政、さらに企業、大学等の関係者すべてに求められることになってきます。

まちづくりへの市民の想いを、聞き出し、生みだし、実践につなげていくのが「まちづくり」です。仲間や他者となつながら、地域課題や社会課題を自分事のように取り組み、地域コミュニティや社会環境をより豊かな環境に変えていくための准公共的なまちづくり実践活動が「協働のまちづくり」ということになりま

す。

市民が参加して創る「協働のまちづくり条例」はそのためのスタート台にすぎません。暮らし環境のクオリティを高めていくうえで必要な「創造型共生社会」の構築を目指し、「シビック・プライド（市民の愛着と誇り）」を創り出し、「シビック・ウェイ（狭山らしさの流儀）」にまで高めていくための基本憲章としてこの条例を位置づけ、狭山ならではの「まちづくりの花」を咲かそうではありませんか。

加えて、検討委員会では、条例制定後のまちづくりの取り組みイメージについて、別紙のとおり提案します。このような仕組みが市民と行政との間で検討され、市民の力がより一層発揮できることを期待します。

「協働のまちづくり条例」制定後の取り組みイメージ

狭山市の協働の取り組みを見ると、平成24年7月に制定した、「協働ガイドライン」に基づき、さやま市民大学が協働の担い手の育成と修了生の活動支援を行っています。

また、市民が実践する協働の取り組みについては、市民提案型協働事業や、行政提案型協働事業により協働事業の新たな発掘と、協働を進める市民団体の育成に努め、協働を進める市民の底辺を広げています。

このような中で、今後、制定される「(仮称)協働のまちづくり条例」の、制定後の取り組みが、今まで、行ってきた協働の取り組みを継続しつつも、より強力に、より効果的に、より広い市民参加で進めて行くための仕組みを下記のとおり提案させていただきます。

1. 自治体シンクタンク「(仮称)協働のまちづくりセンター」の設置

～創造型協働事業を生み出す仕組みと財政的支援～

協働事業の担い手の育成については、引き続き「さやま市民大学」がその役割を負っていますが、この市民大学と連携する形で、狭山市の課題を見極めながら地域資源を活用した新たな創造型協働事業を生み出す自治体シンクタンク「(仮称)協働のまちづくりセンター」を設置する。ここの研究員は、行政、市民とともに、事業の実現可能性を高めること、特に事業の経済的自立性や財政的支援を確保するために金融機関等の参加も得る。組織の形態としては、行政や市民とともに、地域の大学や金融機関、民間の研究機関などと連携した「外部連携型自治体シンクタンク」が想定される。

- ①地域資源と市民、事業者を活かした創造型協働事業の提案
- ②協働のまちづくり基金（仮称）の運用
- ③地域活動を行う団体への中間支援
- ④さやま市民大学と連携したまちづくりテーマと人材のマッチング

2. 協働のまちづくり基金（仮称）の設置

～市民みんなの思いをつなげる一つの仕組み～

市民、市民活動団体、事業者及び市が資金を提供して協働を進めるための基金を設置する。資金の運用は、「(仮称)協働のまちづくりセンター」に委ねて行う。市民活動団体へは、補助、融資など活動目的や内容に応じて適切な資金援助が行えるようにする。

①協働のまちづくり基金（仮称）の設置

3. 協働事業の目的と内容、規模や領域の拡大に向けた行政の戦略的支援

～イベント型協働事業から地域課題解決の持続的な地域運営組織へ～

必要な情報と必要な指導や補助を準備し、協働事業の市民活動団体を支援する中で、協働事業が一過性のイベントから、地域の経済活動も担う地域の課題解決の持続的な「地域運営組織」への転換を図って行く。

①今までの協働事業の中から、目的や組織力を見極める中で、事業の継続や拡大が必要なものは、ステップアップ事業として、補助を継続しながら、事業の継続と規模の拡大を図っていく。

②コミュニティビジネスを振興し地域資源を活用しながら、仕事や収入の確保と本市の魅力づくりにつなげていく。農産物の6次産業化、食の地域ブランド化、地元食材を利用したレストラン（国家戦略特区）、観光資源の活用、再生可能エネルギーの活用を図っていく。

③協働事業の主催者となるだけでなく、広く市民活動団体が行う協働事業への参加や協力を誘導し「協働への参加」の機運を醸成する。

4. 現行の制度を引き継ぐ協働を進める仕組み

①市民提案型協働事業

②行政提案型協働事業

③協働推進委員会の設置

④庁内協働推進委員会と協働推進員の設置